

『危険ゼロ』の職場は、資格の取得から。

法令で定められている技能講習、特別教育などを受講し、安全作業に必要な知識と技能を身に付けましょう！

広島労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会広島県支部

令和2年度 技能講習計画一覧表

作業主任者技能講習日程（登録有効期限 令和6年3月30日）

足場の組立て等 (登録第2号)	実施場所	受付分会	型枠支保工の組立て等 (登録第1号)	実施場所	受付分会	酸欠・硫化水素危険 (登録第85号)	実施場所	受付分会		
4月 13～14日	広島市	支部	6月 2～3日	福山市	福山	6月12・13日・15日	広島市	支部		
5月 13～14日	福山市	福山	7月 9～10日	広島市	支部	2月12・13日・15日	広島市	支部		
7月 27～28日	広島市	支部	8月 6～7日	三次市	三次					
29～30日	福山市	福山	10月 27～28日	広島市	支部					
8月 27～28日	呉市	呉	11月 25～26日	呉市	呉					
9月 3～4日	尾道市	尾道	1月 26～27日	広島市	支部					
10月 8～9日	広島市	支部				コンクリート橋架設等 (登録第113号)	実施場所	受付分会		
11月 10～11日	福山市	福山				8月 25～26日	広島市	支部		
12月 22～23日	広島市	支部								
3月 2～3日	広島市	支部	建築物等の鉄骨の組立て等 (登録第69号)	実施場所	受付分会	鋼橋架設等 (登録第112号)	実施場所	受付分会		
8～9日	福山市	福山	6月 4～5日	広島市	支部	9月 28～29日	広島市	支部		
			8月 4～5日	福山市	福山					
			2月 2～3日	広島市	支部					
地山の掘削 及び土止め支保工 (登録第34号)	実施場所	受付分会	木造建築物の組立て等 (登録第78号)	実施場所	受付分会	<出張・臨時講習のご案内> 当支部では、「作業主任者技能講習」・ 「足場の組立て等特別教育」など、企業・ 団体等で受講を希望される場合(20名 以上位)には、出張講習などのご要望に もお応えいたします。 また、この一覧表以外で、臨時の講習を 行うことがあります。 (ホームページなどで広報いたします。) 詳しくは、支部・各分会にお問い合わせ ください。				
			8月 19～20日						広島市	支部
			1月 13～14日						福山市	福山
			4月 14～16日						三次市	三次
			5月 25～27日						呉市	呉
			6月 23～25日						広島市	支部
			7月 6～8日						福山市	福山
コンクリート造の工作物の解体等 (登録第81号)	実施場所	受付分会	9月 2～3日	福山市	福山					
10月 13～15日			広島市	支部						
11月 24～25日			広島市	支部						
2月 24～26日			広島市	支部						

各種技能講習の受講資格と受講料

講 習 名	受講資格及び受講科目の一部免除を受けることができる者(抜粋)	受 講 料(円)	テキスト代(円)
足場の組立て等 作業主任者 (登録第2号)	<p>A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。</p> <p>C. 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、建築又は造船を専攻し卒業後、2年以上足場の組立て、解体、又は変更に関する作業に従事した経験を有する者。 但し、作業の経験年数に2017(H29)年7月1日以降を含む場合、足場の組立て等特別教育を受講した者。特別教育修了証(写)等を添付すること。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。)</p>	<p>A. 7,700</p> <p>C. 9,900</p>	1,680
地山の掘削及び土止め 支保工作業主任者 (登録第34号)	<p>A. 技能講習規程第1条に定める職業訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める建設科又はさく井科の訓練を修了した者。 職業能力開発促進法第28条に定める建設科、土木科又はさく井科の職業訓練指導員免許を受けた者。 土木施工管理技術検定合格者。</p> <p>B. 技能講習規程第1条第2号、第4号及び第7号に定める訓練を修了した者及びとび1級又は2級の技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 建設業法施行令第27条に定める建設機械施工技術検定合格者(一部制限有り)。</p> <p>C. 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け、取り外しに関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木を専攻し卒業後地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け、取り外しに関する作業に2年以上従事した経験を有する者。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。)</p> <p style="text-align: center;">地山特例 土止め支保工作業主任者技能講習修了者 土止め特例 地山の掘削作業主任者技能講習修了者</p>	<p>A. } 7,700</p> <p>B. }</p> <p>C. 14,300</p> <p style="text-align: right;">地特 } 7,700 土特 }</p>	2,620
型枠支保工の組立て等 作業主任者 (登録第1号)	<p>A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める建築科、型枠科、ブロック建築科の訓練修了者及びブロック建築又はとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定める建設科、建築科、建築ブロック科又はとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。</p> <p>C. 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、又は建築を専攻し卒業後、型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に2年以上従事した経験を有する者。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。)</p>	<p>A. 7,700</p> <p>C. 9,900</p>	1,990
建築物等の鉄骨の 組立て等作業主任者 (登録第69号)	<p>A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。</p> <p>B. コンクリート橋架設等作業主任者又は、鋼橋架設等作業主任者の技能講習修了者。</p> <p>C. 建築物等の鉄骨の組立て等の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、建築物等の鉄骨の組立て等の作業に2年以上従事した経験を有する者。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。)</p>	<p>A. } 7,700</p> <p>B. }</p> <p>C. 9,900</p>	1,880
コンクリート橋架設等 作業主任者 (登録第113号)	<p>A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。</p> <p>B. 鉄骨の組立て等作業主任者、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者又は鋼橋架設等作業主任者技能講習修了者。</p> <p>C. コンクリート橋架設等の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、コンクリート橋架設等の作業に2年以上従事した経験を有する者。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。)</p>	<p>A. } 7,700</p> <p>B. }</p> <p>C. 9,900</p>	1,880
鋼橋架設等作業主任者 (登録第112号)	<p>A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。</p> <p>B. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者又はコンクリート橋架設等作業主任者技能講習修了者。</p> <p>C. 鋼橋架設等の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、鋼橋架設等の作業に2年以上従事した経験を有する者。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。)</p>	<p>A. } 7,700</p> <p>B. }</p> <p>C. 9,900</p>	1,880

講習名	受講資格及び受講科目の一部免除を受けることができる者(抜粋)	受講料(円)	テキスト代(円)
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 (登録第81号)	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定めるとび科の訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 C. 工作物の解体等の作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、工作物の解体等の作業に2年以上従事した経験を有する者。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。)	A. 7,700 C. 9,900	2,200
木造建築物の組立て等作業主任者 (登録第78号)	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める建築科、とび科、又はプレハブ建築科の訓練修了者及び建築大工又はとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定める建築科、とび科又はプレハブ建築科の職業訓練指導員免許を受けた者。 B. 型枠支保工の組立て等作業主任者、足場の組立て等作業主任者、鉄骨の組立て等作業主任者又は建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了者。 C. 構造部材の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、構造部材の組立て等の作業に2年以上従事した経験を有する者。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。)	A. } B. } 7,700 C. 9,900	1,570
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 (登録第85号)	受講資格: 作業経験不要(全科目受講) 満21歳以上の者。	14,300	1,880

(令和2年2月1日現在)

上記受講料及びテキスト代には、消費税(10%)が含まれています。

定数に満たない場合は中止、または、延期する場合がありますのでご了承ください。

テキストの価格は変更することがありますのでご了承ください。

詳細につきましては、「支部」及び「最寄りの分会」にお問い合わせください。

< 技能講習を受講される皆様へ >

受講申込時には、本人確認書類が必要です。

申込書と共に、受講者の氏名・生年月日が記載された公的書類(主な例を下に示しております。)

をご提示またはご提出ください。

また、本人確認書類に記載されている内容が、現状と同じであることを確認してください。

広島労働局のご指導により、本人確認手続きの厳正化が求められています。

よろしくご協力をお願いいたします。

- (例) 「自動車運転免許証」
「健康保険証」
「パスポート」
国家資格等の「資格者証」または労働安全衛生法に基づく登録教習機関発行の「技能講習修了証」
「在留カード」

* 詳しくは広島県支部及びuketsuke 分会にお問い合わせください。

建設業労働災害防止協会広島県支部・各分会

広島県支部

〒730-0012

広島市中区上八丁堀8-10-2F

TEL:(082)228-8250

FAX:(082)211-3499

<http://www.jcosh-hiroshima.jp/>

広島分会(082)228-8252

<http://www.jcosh-hiroshima.jp/hiroshimabunkai/>

呉分会(0823)22-6886

福山分会(084)924-4320

<http://fukubun.sakura.ne.jp/>

三原分会(0848)63-9920

尾道分会(0848)22-8918

三次分会(0824)62-4391

<http://ww7.enjoy.ne.jp/~khm62/>

廿日市分会(0829)31-0196